



平成27年3月19日

各 位

会社名 21LADY株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井道子
(コード番号:3346 名証セントレックス)
問合せ先 経営管理担当
マネージング・ディレクター 辻井彰彦
電話番号 03(3556)2121

第三者割当による新株式の発行及び第6回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成27年3月19日の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」という。）及び第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行（以下、「本第三者割当」という。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本新株式及び本新株予約権の発行については、有利発行であるため会社法の規定に基づき、平成27年6月25日開催予定の当社定時株主総会の特別決議を得る予定であります。

I. 本第三者割当の募集の概要

1. 募集の概要

①本株式発行の概要

(1) 払込期日	平成27年7月1日
(2) 発行新株式数	739,300株
(3) 発行価額	1株につき50円
(4) 調達資金の額	36,965,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、合同会社Ocean Wealth Crowdに全ての株式を割り当てます。
(6) その他	上記各号については、平成27年6月25日開催予定の当社株主総会において承認されることを効力発生条件といたします。

②本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	平成27年7月1日
(2) 新株予約権の総数	7,392個
(3) 発行価額	総額2,528,064円（新株予約権1個につき、342円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	739,200株（新株予約権1個につき、100株）
(5) 資金調達の額	39,488,064円 (内訳) 新株予約権発行による調達額:2,528,064円 新株予約権行使による調達額:36,960,000円
(6) 行使価額	1株につき50円（固定）

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、合同会社Ocean Wealth Crowdに全ての株式を割り当てます。
(8) その他	上記各号については、平成27年6月25日開催予定の当社株主総会において承認されることを効力発生条件といたします。

2. 募集の目的及び理由

【本第三者割当の目的及び理由】

当社グループは、価値の高いライフスタイル産業の創造を通じて、女性とその家族の豊かな日常生活をサポートし、社会に貢献することを経営理念として事業を展開しております。「衣・食・住・職・遊・学」にかかわる消費者ニーズにあった成長性の高いライフスタイル産業を展開して参りましたが、平成20年9月のリーマンショック以降は選択と集中を図り、平成22年3月よりヒロタ事業及びイルムス事業の2事業体制となっております。ヒロタ事業は、連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタで、主力商品であるオリジナルシュークリーム・シューアイスを中心とした洋菓子の製造販売をしております。また、イルムス事業は、連結子会社である株式会社イルムスジャパンで1925年にデンマークで創業したイルムスブランドの日本における北欧家具・インテリア雑貨・キッチン用品の販売店舗の運営及び企画開発を行っております。

当社グループはリーマンショックにより大きな営業損失を計上し、それ以降、直営店強化におけるブランド価値の向上、コスト削減を伴う構造改善を実施し、営業損失の削減に努めてまいりました。平成26年3月期は、ヒロタ事業における売上高は2,014,767千円となり、前年同期と比較して7.6%増加したものの、秋以降の燃料価格及び原材料価格高騰により営業利益は前年同期より大幅に減少し15,849千円となりました。また、イルムス事業における売上高は1,053,795千円となり、前年同期と比較して3.1%減少したものの、円安による原価高騰の影響を本部経費の大幅見直しにより、営業損失は12,944千円と前年同期より若干改善しております。しかしながら、2社の業績を合わせても、持株会社である当社の経費を上回る利益を計上することはできず、当社グループ全体で見ると、58,162千円の当期純損失を計上し、平成26年3月期末の連結純資産額が22,630千円の債務超過となりました。これにより、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準にかかる猶予期間に入っております。

債務超過を解消するために、平成26年5月29日には第三者割当による自己株式の処分を行い、46,360千円の払込みがなされ、平成27年3月期第1四半期末の連結純資産額が9,849千円となり、債務超過を解消しました。また、平成26年3月3日に発行した第5回新株予約権（潜在株式数960,000株）は、平成26年4月から12月までの間に220,000株の行使がなされており、21,120千円の払込みがなされております。自己株式の処分により調達した資金のうち15百万円については、ヒロタ事業の日比谷店ほか2店舗を改装し、また、千葉工場に1Pシュークリームの包装機械及び新商品製造のための機械を導入いたしました。

しかしながら、平成27年3月期第3四半期連結累計期間は、ヒロタ事業における売上高は夏場の天候不順により1,482,942千円と前年同期比5.9%の減少となり、営業損益も18,140千円（前年同期は36,622千円の営業利益）と営業赤字となっております。このような状況により運転資金が不足したため、自己株式の処分により調達した資金のうち26百万円と新株予約権の行使により払い込まれた資金のうち6百万円を運転資金として充当いたしました。また、イルムス事業における売上高は693,896千円と前年同期比11.7%減少したものの、営業損失は12,183千円と前年同期より営業赤字幅は縮小しております。赤字幅は縮小したものの、秋冬シーズンの商品仕入の資金が必要であったため、新株予約権の行使により払い込まれた資金のうち15百万円を仕入資金として充当いたしました。当社グループ全体では73,385千円の四半期純損失を計上し、平成27年3月期第3四半期末の連結純資産額が△32,375千円となっており、再び債務超過となっております。このような状況のため、平成27年2月27日に発表した「自己株式処分に関する資金用途変更のお知らせ」のとおり、ヒロタ事業設備投資を5百万円減額し、ヒロタ事業運転資金を増額いたしました。

平成26年に実施した2回の第三者割当による資金調達の他にも、当社は平成26年9月26日に発表した「固定資産の譲渡並びに賃貸借契約の締結に関するお知らせ」のとおり、財務体質の強化を目的として当社が所有するヒロタ事業千葉工場の土地及び建物について譲渡契約及び賃貸借契約を締結いたしました。しかしながら、平成27年3月2日に発表した「固定資産の譲渡並びに賃貸借契約の解除及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、平成26年9月26日付で締結した当社保有の土地及び建物に関する譲渡契約について、譲渡先の都合により契約を解除したため、施策は実現せず、現在は譲渡契約及び賃貸借契約先を新たに検討

しております。ただし、この契約解除により、44百万円の解約金収入を特別利益として計上しております。これに加えて、第5回新株予約権の引受先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に発行済新株予約権のうち470,000株の行使を平成27年3月17日に実施いただき、45,120千円が払い込まれたことから、平成27年3月12日に業績予想を下方修正したものの、平成27年3月末においては債務超過を解消できると見込んでおります。

債務超過を解消した場合であっても、ヒロタ事業の収益力は安定しておらず、債務超過解消後に速やかに安定した事業継続と資金繰りを行うとともに、今後見込まれる国内の売上減少を輸出事業展開により海外売上を増やすことで収益力を安定、そして成長させるために、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行が必要であると判断いたしました。なお、当社は、上場廃止の猶予期間であるにもかかわらず、増資の引受けを実施して頂ける割当予定先に早期に決定したいと考え、また、当社管理部門の人員不足による作業の停滞を避けるため、比較的時間に余裕がある時期を選択し、本日、取締役会において決議させていただくことになりました。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、株主割当増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。まず、間接金融（金融機関からの借入れ）による資金調達であります。当社は平成26年3月末で債務超過となっており、金融機関から新規の借入れは困難と想定されること、また、銀行借入れでは自己資本の増強を図ることができないことから、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融を選択するに至りました。

直接金融に関する検討において、公募増資及び株主割当増資は、当社グループが設立以降無配であるということから、引受先が集まらないリスクが高く、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。そこで、当社は第三者割当による新株式の発行または新株予約権の発行にその方法を絞りました。第三者割当による新株式発行も新株予約権の発行も、既存株主の皆様の株主価値の希薄化を招くこととなります。急激な希薄化を抑制できるように、新株式の発行と新株予約権の発行という形式を選択するに至りました。新株式の発行により即時に普通株式の希薄化が生じますが、当社グループの事業の継続性のためには、特に有利な発行価額であっても運転資金を調達する必要があります。また、収益力の安定及び成長のための設備投資や海外事業展開を行う場合にも資金調達が必要となりますが、割当予定先から、当社の事業計画の進捗状況と当社株価を勘案しつつ、当社の資金需要に応じて本新株予約権を行使する旨のお話を頂いたことから、新株予約権の行使により資金調達を図ることといたしました。なお、新株予約権の行使が進まない場合でも、千葉工場の流動化など他の方法での資金調達の確保に努め、資金調達額に余裕がある場合には本新株予約権の取得条項により、当社が本新株予約権を取得することにより希薄化を抑制することも可能と考えております。

当社といたしましては、事業継続のために必要な資金を確実に調達するとともに、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に対して配慮しつつ、収益力の安定と成長を図るための資金も調達するために、本新株式の発行と本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。本新株式の発行により既存株主の皆様の株主価値は希薄化いたしますが、事業継続し、その後の収益力の安定と成長を図り、株主価値を向上させることで既存株主の皆様の利益向上にもつながるものと判断しております。

【本新株予約権の特徴について】

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は50円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から100株で固定され、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会が更なる有利な資金調達方法を実行できる場合には、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過していれば、本新株予約権1個につき、発行価額の3倍の取得対価で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとなっております。

(3) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ、割当予定先から第三者への譲渡については当社取締役会の承認を要するものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	76,453,064円
(内訳)	
新株式発行による調達額	36,965,000円
新株予約権発行による調達額	2,528,064円
新株予約権行使による調達額	36,960,000円
発行諸費用の概算額	2,520,000円
差引手取概算額	73,933,064円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用（評価依頼先：株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー 代表者：小幡 治）1,400,000円、弁護士費用（さくら共同法律事務所）300,000円、その他諸費用820,000円となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

①新株式発行による調達額

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
i) ヒロタ事業運転資金	36	平成27年7月～平成28年3月

②新株予約権発行による調達額

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ii) ヒロタ事業設備投資（工場設備等）	23	平成27年7月～平成28年9月
iii) ヒロタ事業海外事業展開資金	15	平成27年7月～平成28年3月

i) ヒロタ事業運転資金

株式会社洋菓子のヒロタは、シュークリーム・シューアイスを中心とした洋菓子の製造販売をしております。ヒロタ事業では前述したとおり、平成26年3月期において15,849千円の営業利益を計上しておりますが、平成26年12月第3四半期においては夏場の天候不順の影響等により18,140千円の営業損失を計上し資金収入が減少しております。また、電力代の高騰及び乳製品価格の上昇に伴う原価高騰により、原価率が悪化し、製造原価に係る支出が増加しております。これらの影響による資金不足を賄うために、調達した資金を利用する予定であります。

ii) ヒロタ事業設備投資資金

ヒロタ事業では、シュークリーム・シューアイスを製造している千葉工場を所有しておりますが、1975年7月より工場が稼働しており、一部の建物及び機械装置等において品質維持のための増強及び改修が必要となっております。具体的には、製品の品質維持のために必要な水質管理設備の改修（投資額13百万円）や冷凍機等の機械設備更新（投資額10百万円）を行う予定であり、これらの設備投資のために調達した資金を利用する予定であります。

iii) ヒロタ事業海外事業展開資金

ヒロタ事業を現在、国内のみで展開しておりますが、将来的に人口減少が予測される状況において、海外に進出することがヒロタ事業を存続させるためには不可欠と考えております。平成27年2月に本格的な輸出事業参入により海外における売上拡大を図るため、国際事業本部を創設し、平成27年3月より東南アジアを中心とした海外での営業活動を開始しております。ただし、売上の獲得は夏場以降から見込まれており、その間の海外渡航費用等に7百万円、現地での商品保管費用、在庫資金等に8百万円を調達した資金を利用する予定であります。

ヒロタ事業では、上記のとおり、夏場の天候不順により資金収入の減少と原価高騰による支出増加による運転資金不足を賄う必要があり、また、工場設備投資が継続的に必要であることから、調達した資金を利用する予定であります。イルムス事業では、毎月の仕入資金の確保とイルムスブランドの新商品開発が必要と考えておりますが、本社費用の見直し等の改善により当面、自己資金で賄っていく方針であります。

なお、新株予約権は行使されないリスクが存在いたしますが、その場合には現在のキャッシュ・フロー内の事業投資となり、当社グループの収益力の安定化と成長のスピードが遅くなるものの、当社グループの平成26年12月末の現金預金残高は171,812千円で当面の事業資金も確保できており、経営には特に支障はないと判断しております。また、本第三者割当以外にも千葉工場の流動化により資金調達を進めるとともに、計画通りに利益を計上し、純資産を回復させるよう努める所存でございます。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループは、前述のとおり、平成26年3月期末において債務超過となっており、平成27年3月期第3四半期末においても債務超過となっておりますが、平成27年3月期末においては債務超過を解消できると見込んでおります。債務超過解消後に速やかに安定した事業を継続させるための運転資金を本新株式の発行にて確保し、今後の人口減少により見込まれる国内の売上減少を輸出事業展開により海外売上を増やし、ヒロタ事業の収益力を安定させ、成長軌道に乗せるために、設備投資と海外への事業展開を図る必要があり、本新株予約権の発行によりその資金を確保し、投資を進めてまいります。

当社グループは、上記記載のとおり、ヒロタ事業の運転資金を速やかに調達する必要性があること、また、ヒロタ事業の収益力の安定と成長を図る必要性もあることから、当該資金使途については合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、当社が上場廃止基準の猶予期間にあるという状況や当社の財務状況等を考慮して行われた割当予定先と協議した結果、50円といたしました。本新株式発行の取締役会決議日の当該直前営業日（平成27年3月19日）の終値98円に対するディスカウント率は49.0%となっております。また、当該直前営業日までの1か月間（平成27年2月20日から平成27年3月19日）の終値平均102円に対するディスカウント率は51.0%（小数点以下第2位を四捨五入）、当該直前営業日までの3か月間（平成26年12月22日から平成27年3月19日）の終値平均101円に対するディスカウント率は50.4%（小数点以下第2位を四捨五入）、当該直前営業日までの6か月間（平成26年9月22日から平成27年3月19日）の終値平均96円に対するディスカウント率は47.9%（小数点以下第2位を四捨五入）となっております。日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当による株式の発行を行う場合には、株式の発行価額に係る当社取締役会決議日の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されております。このことから当社は、本新株式発行に係る発行価額については、株主様の意思を確認する必要があると判断し、平成27年6月25日開催予定の当社定時株主総会において特別決議事項として付議し、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

②本新株予約権

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（以下、「ヴァーリック」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ65.3%）、満期までの期間（3.3年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（0.03%）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社はこれに基づき、第6回新株予約権の1個当たりの払込金額を342円（1株当たり3.4円）といたしました。

本新株予約権の発行価額の判断に当たっては、前述のとおりヴァーリックによる評価を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、ヴァーリックが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていることから、前提条件については合理的なものであり、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、本新株予約権の発行価額についても適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、上記本新株式と同様、1株50円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額については、割当予定先に特に有利な条件となることから、上記本新株式と同様に、株主様の意思を確認する必要があると判断し、平成27年6月25日開催予定の当社定時株主総会において特別決議事項として付議し、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成27年3月12日現在の当社発行済株式総数4,614,700株（議決権46,145個）となっております。発行数量については、本新株式発行により割り当てる予定の当社普通株式数は739,300株（議決権7,393個）、本新株予約権発行により割り当てる予定の当社普通株式数は739,200株（議決権7,392個）であり、これらの合計株式数は1,478,500株（議決権14,785個）となり、希薄化率は4,614,700株に対し32.1%、議決権総数46,145個に対しても32.1%となります。本新株発行及び本新株予約権発行は、一時的には既存株主様の株主価値を希薄化させることとなりますが、新株式の発行と新株予約権の発行という形式を選択することで、急激な希薄化を抑制できるように配慮しております。平成27年3月末に債務超過を解消した後の事業運営に必要な資金調達を行い、財務基盤を安定させることが、当社の株主価値向上に資するものと考えております。

以上のことから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	合同会社Ocean Wealth Crowd
② 所 在 地	東京都港区西新橋1丁目20番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表社員 長野 重雄
④ 事 業 内 容	各種ファンドの組成、運用及び管理
⑤ 資 本 金	3,000千円
⑥ 設 立 年 月 日	平成26年1月31日
⑦ 決 算 期	12月31日
⑧ 従 業 員 数	0名
⑨ 主 要 取 引 先	一般顧客
⑩ 主 要 取 引 銀 行	千葉銀行
⑪ 大株主及び持株比率	長野 重雄 100%
⑫ 当時会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。

人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
⑬ 最近3年間の経営成績及び財政状態	
決算期	平成26年12月期
純 資 産	3,000
総 資 産	45,367
1株当たり純資産額(円)	—
売 上 高	0
営 業 利 益	0
経 常 利 益	0
当 期 純 利 益	0
1株当たり当期純利益(円)	—

(単位：千円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先及び当該割当予定先の代表者が反社会的勢力と一切の関係を有していない旨の表明を書面で受領しております。また、当社は独自に専門の調査機関に調査を依頼し、割当予定先及び当該割当予定先の代表者が反社会的勢力である、または反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。当社は、同社から調査方法の概要の説明を受け、報告は信頼に足ると判断しております。また、調査機関より割当予定先の所在地が他社と共同で利用している旨の報告を受けておりますが、設立間もない時期であったため、転貸借している旨の説明を割当予定先の代表者から受け、当社としては問題がないと判断しております。

上記のとおり、割当予定先及び当該割当予定先の代表者は反社会的勢力と一切の関係がないことを確認しております。なお、反社会的勢力と一切の関係を有していない旨を記載した確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、平成23年3月期から4期継続して当期純損失を計上し、平成26年3月期末において連結ベースで22,630千円の債務超過となり、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準にかかる猶予期間に入っております。平成26年3月3日に発行した第5回新株予約権は、平成26年4月から12月までの間に220,000株相当の行使がなされており、21,120千円の払込みがなされております。また、平成26年5月29日には第三者割当による自己株式処分により46,360千円の払込みがなされております。しかしながら、業績悪化により平成27年3月期第3四半期末の連結純資産額が△32,375千円となっており、再び債務超過となっております。平成27年3月期は土地流動化の契約解除により、44百万円の特別利益を計上したことに加えて、第5回新株予約権の引受先のであるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に発行済新株予約権のうち470,000株の行使を平成27年3月17日に実施いただき、45,120千円が払い込まれたことから、平成27年3月12日に業績予想を下方修正したものの、平成27年3月末においては債務超過を解消できると見込んでおります。

当社は、資金調達の一環として千葉工場の流動化を目的として、平成26年4月から千葉工場の売却先を探してまいりました。千葉工場の流動化にあたり、仲介者のひとりとして当社監査役田中隆之氏から不動産コンサルティング業の株式会社アポロキャピタル代表者である長野重雄氏の紹介を受けました。千葉工場の流動化においては平成26年9月26日に締結した契約では、長野氏とは別の仲介者に依頼することになりましたが、平成27年1月になり千葉工場売却先と支払期日を変更していく中で、契約解除となった場合に備えて、

新たな譲渡先を探す必要があると判断し、再度、長野氏と面談することになりました。その際に、当社は、当社の財務内容の状況、今後の事業展開及び調達する資金使途を説明したところ、千葉工場の譲渡先の仲介のみならず、当社への出資に前向きな回答を頂きました。長野氏が代表を務める合同会社 Ocean Wealth Crowd は投資ファンドの組成を目的として平成 26 年 1 月に設立されました。同社は設立以来、ファンドの組成に向けて活動していたところ、当社の投資に興味を持って頂きました。ファンド組成のため資金募集の活動を行っていましたが、上場廃止の猶予期間であるという当社の状況と時間的制約との関係もあり、募集には至らなかったことから、今回は長野氏の個人の資金によることとなりましたが、引き続きファンド組成のために営業活動を行っていくと伺っております。同社には投資実績はないものの、長野氏は上場企業の不動産会社に勤務していた経験があり、千葉工場流動化の際には仲介には至らなかったものの、熱心に対応して頂き、今後の千葉工場の流動化を進めていく際にも、当社の資金調達にも貢献して頂けるものと考えております。

当社は割当予定先との面談、資産の調査及び信用調査などを行ったうえ、上記候補先を本新株式及び本新株予約権の割当予定先に決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先である合同会社 Ocean Wealth Crowd から、同社が当社普通株式を中長期にわたり継続して保有する意向であることを平成 27 年 2 月 12 日に当社代表取締役社長藤井道子が同社代表社員長野重雄氏から口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から 2 年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である合同会社 Ocean Wealth Crowd の新株式及び新株予約権の発行並びに新株予約権行使の払込みの原資は、同社代表者である長野氏からの借入れ（借入金額 100 百万円、無担保、金利 3 %、借入期間 5 年、借入実行日 平成 27 年 3 月 6 日）であり、当社はその金銭消費貸借契約書及び合同会社 Ocean Wealth Crowd の銀行預金口座の通帳残高の写しの提出を受け、長野氏からの入金を確認しております。また、長野氏の貸付資金の原資は長野氏個人の資金であると同っており、その旨の表明書を入手いたしました。以上から、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について、問題はないものと判断しております。

(5) その他重要な契約等

当社が合同会社 Ocean Wealth Crowd との間で本第三者割当について総数引受契約を締結する予定です。それ以外に重要な契約の締結はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 本新株式募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 26 年 9 月 30 日）		募集後	
藤井 道子	49.25%	藤井 道子	41.44%
株式会社ページワン	11.07%	合同会社 Ocean Wealth Crowd	13.81%
加藤義和	3.39%	株式会社ページワン	5.58%
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	1.77%	加藤義和	2.85%
鍵谷 文勇	1.29%	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	1.49%
西村 益浩	1.11%	鍵谷 文勇	1.09%
RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT	1.11%	西村 益浩	0.94%

株式会社資生堂	1.00%	RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT	0.93%
佐藤 純雄	0.87%	株式会社資生堂	0.84%
日本メナード化粧品株式会社	0.83%	佐藤 純雄	0.73%

(注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿及び報告義務発生日が平成26年10月1日以降の大量保有報告書（その訂正報告書も含む）に基づき記載しております。

2. 第5回新株予約権の未行使残高にかかる潜在株式数740,000株は上記持株比率の算定には含めておりません。

(2) 本新株式及び本新株予約権募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年9月30日）		募集後	
藤井 道子	49.25%	藤井 道子	32.47%
株式会社ページワン	11.07%	合同会社Ocean Wealth Crowd	21.64%
加藤義和	3.39%	株式会社ページワン	4.37%
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	1.77%	加藤義和	2.24%
鍵谷 文勇	1.29%	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	1.17%
西村 益浩	1.11%	鍵谷 文勇	0.85%
RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT	1.11%	西村 益浩	0.73%
株式会社資生堂	1.00%	RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT	0.73%
佐藤 純雄	0.87%	株式会社資生堂	0.66%
日本メナード化粧品株式会社	0.83%	佐藤 純雄	0.57%

(注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿及び報告義務発生日が平成26年10月1日以降の大量保有報告書（その訂正報告書も含む）に基づき記載しております。

2. 第5回新株予約権の未行使残高にかかる潜在株式数740,000株は上記持株比率の算定に含めております。

8. 今後の見通し

本第三者割当の実施による当社の平成27年3月期連結業績への影響はありませんが、今後公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。また、本新株式発行が実行された場合、主要株主の異動が生じる見込みであり、状況が確認でき次第、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

前述のとおり、本第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本新株式及び本新株予約権の発行は、大規模な第三者割当に該当することとなり、名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続が必要となります。当社は、株主総会において株主様の意思を確認する予定であります。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	2,720,960千円	2,959,131千円	3,068,563千円
営業利益	△160,960千円	△31,062千円	△39,632千円
経常利益	△169,117千円	△29,989千円	△40,598千円
当期純利益	△146,548千円	△43,112千円	△58,162千円
1株当たり当期純利益	△37.45円	△11.06円	△14.92円
1株当たり配当金	0円	0円	0円

1株当たり純資産額	18.39円	7.99円	△5.88円
-----------	--------	-------	--------

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、各期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年3月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,614,700株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	740,000株	16.04%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	5,850円	4,880円	10,380円
高 値	6,500円	37,500円	20,300円 ※139円
安 値	4,480円	4,605円	8,800円 ※94円
終 値	4,850円	10,360円	102円

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っており、※印は株式分割による権利落後の株価であります。

② 最近6ヶ月の状況

	平成26年 9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月
始 値	114円	109円	105円	111円	100円	103円
高 値	121円	117円	114円	111円	116円	103円
安 値	100円	95円	100円	94円	97円	96円
終 値	113円	105円	111円	99円	102円	99円

③ 発行決議日前日における株価

	平成27年3月18日
始 値	99円
高 値	100円
安 値	95円
終 値	98円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第5回新株予約権

割当日	平成26年3月3日
新株予約権の総数	96個
発行価額	総額547,200円（新株予約権1個につき、5,700円）
当該発行による潜在株式数	960,000株（新株予約権1個につき、10,000株）
発行時における調達予定資金の額	85,764,800円（差引手取概算額）
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時における発行済株式数	4,394,700株
当該募集における潜在株式数	960,000株

現時点における行使状況	行使済株式数 220,000 株 (新株予約権未行使残高 74 個、行使価額 1 株当たり 96 円)
現時点における調達した資金の額	21,120,000 円
発行時における当初の資金使途	①ヒロタ事業設備投資資金 40 百万円 ②ヒロタ事業運転資金 25 百万円 ③イルムス事業新商品開発・仕入資金 20 百万円
現時点における充当状況	平成 27 年 3 月 11 日までに調達した資金 21 百万円のうち、②ヒロタ事業運転資金に 6 百万円、③イルムス事業新商品開発・仕入資金に 15 百万円充当しております。

②第三者割当による自己株式の処分

処分期日	平成 26 年 5 月 29 日
処分株式数	498,500 株
処分価額	1 株につき 93 円
処分価額の総額	46,360,500 円 (差引手取概算額 : 41,169,450 円)
処分先	株式会社ページワン
発行時における当初の資金使途	①ヒロタ事業設備投資資金 20 百万円 ②ヒロタ事業運転資金 21 百万円
現時点における充当状況	発行時における資金使途は以下のとおり変更し、充当しております。 ①ヒロタ事業設備投資資金 15 百万円 ②ヒロタ事業運転資金 26 百万円

II. 本新株式の発行要項

2 1 LADY株式会社普通株式発行要項

1. 募集株式の種類 2 1 LADY株式会社普通株式
2. 募集株式の数 739,300 株
3. 募集株式の払込金額 1 株につき 50 円
4. 払込金額の総額 36,965,000 円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額は、18,482,500 円 (1 株につき 25 円) とし、増加する資本準備金の額は 18,482,500 円 (1 株につき 25 円)
6. 募集方法
第三者割当の方法により、全株式を合同会社 Ocean Wealth Crowd に割り当てる。
7. 申込期日 平成 27 年 7 月 1 日
8. 払込期日 平成 27 年 7 月 1 日
9. その他

本新株式発行については、平成27年6月25日開催予定の当社株主総会において承認されることを効力発生の条件とする。

III. 本新株予約権の発行要項

21 LADY株式会社第6回新株予約権（第三者割当て）発行要項

1. 本新株予約権の名称
21 LADY株式会社第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 2,528,064 円
3. 申込期日 平成27年7月1日
4. 割当日及び払込期日 平成27年7月1日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を合同会社Ocean Wealth Crowdに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式739,200株とする。（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 7,392 個
8. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権1個当たり金342円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）は、50円とする。但し、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{交付前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた

額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成27年7月1日から平成30年6月30日の期間とする（なお、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該授權株式数を超過する部分に係る新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日（以下、「取得日」という。）の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの発行価額の3倍の取得対価で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保

有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中の取引日に第19項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができ

ず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

19. 行使請求受付場所

21LADY株式会社
東京都千代田区二番町5番地5

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出及び平成27年6月25日開催予定の当社株主総会において承認されることを効力発生条件とする

以上